総務課

広報あいかわ
第4号
毎月1回発行
発行所　合川町役場
編集人　合川町役場 総務課広報係
（発行部数 2,300）

國勢調査期日迫る!!

十月一日零時を期して

国勢調査については先月の広報でもお知らせしたところであるが、いよいよその期日も目前に迫つて来た。国勢調査は、五年に一回政府が全国一せいに行う大調査で非常に重要な調査とされている。調査の規模も、全国四十万の調査員を動員し、十数億の巨費をかけて行われる大がかりなものである。今月は、その調査の概要を掲げて「国勢調査特集」とし各位の協力をお願いすることゝした。

国勢調査の沿革

わが国で　はじめて国勢調査が行われたのは今から三十五年前の大正九年である。以後国勢調査は、ほぼ五年ごとに行われてきたので、今回の調査は第八回目の調査に当るわけである。今でこそ国勢調査といえば国民だれでもが知つていることであるが、この調査をはじめて行う時は、当事者もなみなみならぬ苦労をしたものだと云う。

実際に調査が行われたのは大正九年であるが、実はそれより二十年以上も前の明治三十五年に国勢調査に関する法律が公布されている。公布当時の事情をみると、当時人口統計は、明治四年に公布された戸籍法に基ずく戸籍人口が用いられていた。

この戸籍人口は明治五年の一せい調査に基ずいており、以後の異動は届出の数によつて加除しているのでその内容も正確は期し得なかつたという。

したがつて速かに合理的かつ能率的な人口の実地調査を行うべきであると云う建議が各方面からなされ、明治二十八年にベルリンで開かれた国際統計協会の総会で一、九〇〇年の世界センサスへの参加勧誘があり、これが動機となつて、国内においても国勢調査実施の気運が高まり、明治三十五年になつて前述の法律公布をみたのである。

この法律では、第一回の調査を明治三十八年に施行すると規定していたが　二百万円の予算措置がきまらず、さらに日露戦争のぼつ発などで無期延期の形となり、大正九年になつてやつと実施の運びとなつたのである。

国勢調査の立案当初は、調査の内容も文字どおり国勢全般に関し、調査の事項として人口の属性はもちろん、建物、農業、工業、商業などに関する事項も計画されていたが、実際に調査されたのは、氏名、男女の別、世帯主との続柄　出生の年月日、配偶の関係、出生地、国籍および職業に関する事項で、いわゆる人口属性に限られ、以後各回の国勢調査も、調査事項は人口属性と、時にはこれに住居に関する事項を加えた形で行われている。また第一回の調査を行う際、調査の時期が、人口移動のはげしくないとき、時候のよいとき、産業活動が変則的でないときなどの観点から十月一日に定められ、以後各回の調査とも一貫して十月一日に実施されてきた。

国勢調査を行う間隔は、明治三十五年に公布された法律では十年ごとに行うことを規定していたが、大正十一年にこれを五年間隔に改め、中間の五年には、簡易な調査を行うことになつた。したがつて、第一回の調査以後、昭和五年と昭和十五年に大規模な調査が行われ、大正十四年と昭和十年には簡易国勢調査が行われた。

簡易国勢調査とは、大体調査事項に職業に関するものを含まないものだといえるだろう。

戦後は昭和二十年が調査の年に当つていたが、敗戦のため実施されなかつたので　昭和二十二年に、同年三月公布された統計法に基ずいて「臨時国勢調査」が行われた。ついで昭和二十五年には、世界各国が行つた一九五〇年センサスと歩調を合せ　わが国でも大規模な国勢調査が行われた。国勢調査は、本来定期的に行われる国の基本調査である。したがつて、その趣旨や方法には、各国の調査に一貫したものがあるのはもちろんであるが　やはり時代によつて　調査の方法や調査事項に変せんをみてきた。

たとえば　職業と云う調査事項についてみると、第一回の調査では一つの事項として考えられていたものが、昭和五年の調査では、その人の職業と、所属の産業の二つに分けて調査され以後このような方法で調査が行われている。

昭和十五年の調査は、支那事変と云う特殊事情の下における調査で、調査の地域や、調査の範囲に特色があり、海外の軍人についても調査が行われた。

また調査事項のなかに、とくに指定した技能に関する事項などが含まれているという特色もあつた。

しかし、各回の調査を比べてみて一番大きな変化があつたのは、前回の昭和二十五年の国勢調査であろう。二十五年の調査は、調査事項をみても戦前の大規模調査の二倍近く、このなかにはわが国の調査で始めて調査した、「結婚年数」「子供の数」「引揚者か否かの別」なども含んでいる。

調査の方法としても、調査票の記入を調査員が行うこと、調査票は一枚に六十人記入出来る連記票であること、人口のとらえ方が常住地主義であること、就業状態が一週間の事実に基ずくことなど、戦前の調査とは大きく変つている。

今回の昭和三十年調査は簡易な方法で行われる国勢調査である。

では今回の調査はどのようにして行われるのであろうか、次にこんどの調査のあらましを述べてみることにしよう。

今回調査のあらまし

調査事項

今回の調査は簡易調査であることは前述のとおりである。したがつて、調査事項も行政上の利用その他各方面の要求事項を最大限にしぼり、つぎの九項目について調査される。

前回二十五年調査に比べると調査項目は約半分となつているが、戦前の簡易調査では見られなかつた経済活動や住居に関する事項などが含まれているので、簡易な調査とは云つても戦前のものとは異り、むしろ戦前の大調査に匹敵するものともいえよう。

【昭和30年国勢調査の調査事項】

①氏　名
②世帯主との続柄
③男女の別
④出生の年月日
⑤配偶の関係
⑥国籍
⑦昭和十六年末までに生れた者につき、今年九月二十四日から三十日までの七日間における就業状態
⑧世帯の種別
⑨住居に関する事項（住居の種別、住宅所有の関係および住宅の居住室の畳数）

今回の調査方法

今回の国勢調査がどんな方法で行われるか、その概略をのべると、十月一日の一週間ほど前から調査員が各世帯を訪問して調査票を配付し、調査票の記入の仕方を説明して記入方を依頼する。調査票は一世帯一枚（一枚に十人記入できる）の世帯票であり、片面に説明の裏面が記入面となつている記入面は世帯主の記入する部分と調査員の記入する部分の二つに分れており、世帯主はこの世帯主記入欄に世帯全員について、前に述べた調査事項のうち①から⑥までの事項を記入する。調査員は十月一日から三日までの間に調査票を集めに廻り、そのとき世帯員の経済活動や住宅事項の⑦から⑨までの事項を質問して調査票に記入することになつている。

今回は常住地主義

つぎに各人をどこで調査するかという問題であるがこれには従来二つの方法が用いられて来た。

一つは現在地主義といつて調査時すなわち十月一日の午前零時に現在したところで調査するという方法でもう一つは常住地主義といつて、その人の住んでいるところで調査する方法である。いずれの方法にも一長一短はあるが、今回は行政上の利用価値からみて常住地主義によることゝしたものであるが、常住地の定め方としては、民法上の住所や住民登録している所、米の配給を受けているところなどとは直接に関連させずその人がふだん住んでいるところを常住地と定めている。

ふだん住んでいるところといえば、大多数の人については問題がないが、出稼ぎ中の者や、自宅外で病気療養中の者などについては問題があるので、これらの者については、ふだん住んでいるところとは、三ヵ月以上住んでいるか、あるいは三ヵ月以上にわたつて住もうと思つている場合をいい、また下宿している学生生徒はすべて下宿先で調査するなど、その取扱を定めて詳しく調査票に説明しているので、誤りなく申告されるように望まれている。

×

以上が、今回の国勢調査のあらましであるが、その結果の発表については人口の発表、一％の抽出集計結果、全数集計結果の三段階に分けて行われる。

集計は全部中央の統計局に集めて行われるが、この集計には近代的な数々の機械が利用される。

人口の発表は、まず速報として要計表から算出した市町村別の人口概数が年内に発表され、来年の五月末までに市町村別人口の確定数が官報で公表される。

一％の抽出集計は、全部の集計を完了するのが四年後になるので、主要な結果を迅速に発表するため、百分の一の調査票を抽出して集計を行うもので、その結果は、明年十月末日までに集計が完了し、報告書によつて発表される。

全数集計は、府県ごとに行うので、集計を完了した県から逐次県別に報告書として発表し、全県の集計が完了するのは、三十四年の三月末の予定とされている。

調査結果の利用

国勢調査を行う目的は、いつさいの行政および財政を含めて国政一般に役立つ基本統計資料を得ようとするところにある。この意味において、国勢調査は、各種統計調査に比べて、たゞその規模において卓越しているばかりでなく、その目的用途において最も広範な調査といえよう。

調査結果の利用される諸点の主なものとしては、衆議院議員の定数、都道府県議会および市町村議会の議員の定数の決定を国勢調査の結果による当該地域の人口の階級によつて定める旨を規定している。

このように国勢調査の結果は、政治代表の定数決定に欠くことのできない資料であることは明らかであるが、それ以外にも次のように種々の用途をもつておるのである。

①都市設置要件の決定
②地方交付税額を決定するための地方公共団体の基準財政需要額および同収入額の算定
③国民所得の推計
④教育、食糧および住宅計画樹立の基礎資料
⑤雇用対策を含む労働行政および人口対策を含む社会保障行政の基礎資料
⑥生命表の作成、死亡率、出生率および我が国の将来人口推計の基礎資料

これらは主として行政上の用途であるが、民間の企業においても、市場調査等の資料として広く利用している。

以上あらゆる観点から、今回行われる国勢調査の結果は、各方面から大きな期待を寄せられており、申告者各位の協力が望まれているのである。

（統計局資料より）

国勢調査の指導員と調査員

十月一日に行われる国勢調査の指導員および調査員は去る八月三十一日付をもつて内閣より任命されたが当町の指導員、調査員は次のとおりである。

◎指導員

畠山宇之助
畠山卯一郎
斎藤　信一
福岡　六蔵

（以上経済課職員）

◎調査員（カッコ内は担当区域）

▽東地区
松橋　昭一（道城）
永坂長四郎（同）
工藤　昌（上杉）
米倉　時子（同）
佐藤ノリ子（同）
桜井　栄治（下杉）
後藤与一郎（同）
穴倉　養助（駅前）
成田　清（同）
佐藤　陽三（川井）
村形　厳丸（同）
吉田　徳（同）
三浦喜一郎（梅栄弥栄）
阿部幸次郎（桃栄）
山田　政吉（金沢）

▽西地区
成田　源蔵（李岱）
成田　キク（同）
木村仁兵衛（同）
松岡　ユキ（同）
梅田　福蔵（羽立）
松岡　祐吉（羽根山）
松岡一二三（同）
鈴木　誠一（福田）
斎藤　信一（新田目）
中島　清一（同）

▽南地区
金田　市蔵（西根田）
佐藤　秀二（東根田）
桜庭作二郎（芹沢）
成田　米四（大内沢）
松橋　房司（三里）
福岡　昭二（同）
松橋　新一（三木田）
金田　仁市（摩当）
御所野一男（鎌ノ沢）
福岡　六蔵（雪田）
加賀屋栄悦（杉山田）

▽北地区
安部辰之助（増沢）
畠山卯一郎（同）
杉淵佐一郎（同）
杉淵　光徳（木戸石）
佐藤　昭蔵（同）
藤島　啓三（八幡岱）
斎藤　吉男（美栄）

おわび

今月は先に行われた記念運動会、養老式の記事などを掲載する予定のところ、来月早々に実施される国勢調査の啓発の意味から他の記事は次号に廻しました。また、先に募集した校旗の図案についても発表予定のところ種々の都合から審査が延びく〳〵となり、これまた次号廻しとなりました。

謹んでお詫び申し上げます。（広報係）

第五回町議會遂に流會

四日間にわたりもめ續く

八月二十五日西小学校に招集された町議会は前例のない「審議未了流会」と云う結果に終つた。

今回の議会の焦点は議案第四六号の「合川町北保育所施設建築について」であつたが、西地区(旧落合)出身の議員は「保育所の既得権は西地区にあり……」として西地区への設置を主張し、さらに東、北、西の各地区からは陳情書、陳情団がつめかけ、同案の審議を附託された民生委員会でも容易に結論に到達せず、甲論乙駁四日間にわたつて激論をたゝかわし、辛うじて妥結点を見出し原案を可とするまでに至つたが、西地区議員間には不満の色が濃く、又東地区(旧上大野)よりは役場新庁舎建築関係の予算措置が全然ないことからこの予算計上方について当局に対する要望等もあり、他議案については審議も思うように運ばず、最終日の二十八日に至るや、東西地区議員は流会戦術?に出、さらに遅々として進まぬ議事に業を煮やした南、北地区の議員中には退場するもの続出し、午後五時本会議再会の振鈴時に議場に出席した議員はタッタ四名と云う淋しい状況で、会議は不成立となり流会してしまつた。

あわてた当局では、提出した追加更正予算(一般会計)は六月水害の復旧費等緊急を要する分もある関係から「専決処分」によつて処理することゝなり　翌二十九日公示したのである。

なおこの議会に提案されたが審議未了となつた議案及びこれにより「専決処分」された追加更正予算は次のとおり。

◇合川町　才入才出追加更正予算

◇合川東中学校々舎建築特別会計才入才出予算

◇合川町北保育所施設建築について

◇合川町北保育所施設建築特別会計予算

◇合川町国保直営診療所病棟建築について

◇同　才入才出予算

◇課設置条例の一部を改正する条例の制定について

◎専決処分(款項のみ)

(才入の部)

▽公営企業及び財産収入　七八一、六八〇円

▽財産売却代金　七八一、六八〇円

▽国庫支出金　一五六、五〇〇円

▽国庫補助金　一五六、五〇〇円

○才入計　九三八、一八〇円

(才出の部)

▽土木費　一六九、五〇〇円

▽道路橋りょう費　(減)九〇、〇〇〇円

▽災害土木費　二五九、五〇〇円

▽社会及び労仂施設費　四三八、六八〇円

▽労仂費　四三八、六八〇円

▽産業経済費　二〇〇、〇〇〇円

▽水害関係対策費　二〇〇、〇〇〇円

▽財産費　一三〇、〇〇〇円

▽財産管理費　一三〇、〇〇〇円

○才出計　九三八、一八〇円

秋田縣の人口は?

県で懸賞募集

来る十月一日には全国一斉に国勢調査が実施されるが、今年の秋田県の人口は何人居るか?について県ではこんど懸賞によつて一般から募集することになつたので多数応募されるようにおすゝめしたい。

人口予想懸賞募集要項

一、問題

昭和三十年十月一日に行われる国勢調査の秋田県の人口は何人か?

二、応募用紙

郵便ハガキ、一人一枚、一人一点とす(必らず官製ハガキ使用のこと)

三、応募資格

秋田県内に常住するものに限る。(住所、氏名、年令、職業を明記すること)

四、締切期日

昭和三十年十月一日(当日の消印あるものは有効とする)

五、当選発表

昭和三十一年一月中(総理府統計局での都道府県別人口公表の直後)

六、宛先

秋田市土手長町

秋田県文書統計課長

七、表彰(賞金)

的中者(一名)　一〇、〇〇〇円

残念賞(一名)　三、〇〇〇円

同　(二名)一、〇〇〇円

八、当選者決定の方法

(イ)的中者が多数の場合は、抽せんにより決定し的中者がない場合には、最も近い数より残念賞を贈呈する。

(ロ)当選者には文書で通知する外、秋田県文書統計課、秋田県統計協会発行の「月の統計」に発表する。

なお、参考までに過去の秋田県における人口調査の資料をあげてみると次のとおりとなつている。

◎昭和一五年国勢調査

一、〇五二、二七五人

◎昭和二二年同

一、二五七、三九八人

◎昭和二五年同

一、三〇九、〇三一人

◎昭和二九年秋田県臨時人口調査

一、三二五、一六四人

自立促進　貯蓄運動

みのりの　よろこび　ふやそう貯蓄

町民の聲

あなたと共に

住みよい、仂きよい暮しよい、合川町の建設。これが町政のモットーです。

教育施設の使用について

広報第三号の町民の声欄で北地区の某氏から右のことについて種々の御警告をいたゞき、将来を誡告されたことは誠に感謝に堪えないものがあります。

然しながら、従来非常によく統制され実践されて来たにもかゝわらず、合併後著しく乱雑になりたる如く感じられる御意見に受け取られて遺憾に思う次第であります。私どもは決して無統制のまゝ放任しておるものではなく、只使用者において責任ある実践をしてくれぬことから往々にして発生することだと思うものであります。

当町教育委員会に於てはこのことに関して先に「教育関係建物使用条例」を制定して、町議会の議決を経て町内各種関係団体に送付し、凡ては事前に認可を得て使用することゝなつており、その実践に当つての細則や約束個条を掲げる等の措置により万遺憾なきを期しておるものであり、契約実践者の責任感の厚薄と観られて遺憾に思う次第であります。私どもは決して無者の心なき「反道義感」からその様ことが稀に少数地域に行わるゝ現状を慨嘆するものであります。

また、各種催物の内容等に関しても、関係者において出来得る限りのことはやつておるのでありますが、一々隅々まで事細やかに調査するわけにもゆかず、出演者等の良識によつて運営されることを期待するものであります。

又出演者の中には観衆の歓心を必要以上に得たいとの心から、ことさらに上品さを欠く所作言動に出ずることも往々にしてあり勝ちのことですが、要は観衆町民の芸能受入感情が右の様な場合には厳としてそれに同調する等のことなく、むしろ嫌悪の情を強く表現するまでに互に高まつてほしいものと念願するものであります。

なお、使用者の責任については是正する途もなく、お互いに励ましあい、協力して少しずつでもそうした方向に向わしむる様に努力したいものです。

なお、教育施設の使用等については施設保管者(学校長公民館長等)において評価することなども定め、極端にその実践を拒む者等に対しては一切許可せぬ方針をとることも考慮されますがその様な結果に至ることは極力避けたいと祈るものであります。

なお、教育施設の使用等に関する詳細な手続等については、いつでも当事務局までお問合せ下さいますれば幸いに存ずるものであります。

(合川町教育委員会)

◎係より

本稿には、規則の条文及び使用願、許可証の様式等添付されてありましたが、紙面の都合で省略しました。

昭和三十年度第二次　自衛官募集案内

防衛庁では自衛隊の増員並びに欠員補充のため次のとおり自衛官を募集することになつたので適格者多数の応募を望んでいる。

一、応募資格

心身強健な日本人男子で昭和六年一月二日から昭和十三年一月一日(昭和三十一年一月一日現在で十八才～二十五才未満)までの間に生れ、新制中学卒業程度の学力ある者

一、受付期間

九月十二日～十月十一日

一、試験期日

十月二十一日から十一月六日までの内一日で終る

一、試験科目

簡単な筆記試験　身体検査及び口述試験を行う。

一、募集人員

陸上自衛官二等陸士　約一一、三〇〇名

海上自衛官二等海士　約　四〇〇名

航空自衛官二等空士　約　八〇〇名

合計　約一二、五〇〇名

一、入隊予定期日

陸士　明年一月中旬

海士　同　一月上旬

空士　同　二月上旬

一、待遇

食事、衣服支給、営内(艦内)居住とし月額六、〇〇〇円支給されるが、順次昇進できる。

一、その他

志願案内、志願票等は役場にあるので詳細については役場へ問合せのこと

感電防止の心得

一、電気の故障は必ず電力会社へ連絡し、勝手に修理しないこと。

一、電気の無断工事、無断使用は絶対にしない事。

一、電線が通つている附近の木登りや電柱へは決してのぼらないこと。

一、切れたり、たれ下つている電線には決して近寄らないで電力会社へすぐ連絡すること。

一、ぬれ手、素足では決して電気器具にさわらないこと。

一、牛や馬は電気に弱い動物だから決して電柱にはつながないこと。

一、電線の近くで家屋の改修築、樹木の伐採をするときにはまず電力会社へ連絡すること。

◇慶弔だより

(自八、一〇　至九、九)

◎「うぶごえ」

森岡房子、仁吉二女＝道城

木村牧子、春吉三女＝下杉

後藤むつ子、建造二女＝同

小林武、武三郎二男＝道城

松橋次雄、勝三二男＝同

長谷川千寿子、末吉長女＝李岱

松井正雄、末吉二男＝福田

桜田喜重子、龍次四女＝東根田

伊藤ハチエ、鉄治長女＝杉山田

福田健、与八郎孫＝鎌ノ沢

三浦博人、一二孫＝三木田

伊東純子、尚治長女＝杉山田

伊藤清人、万太郎三男＝美栄

柴田郁子、与助孫＝八幡岱

畠山一弘、加一郎孫＝木戸石

桜田直子、助太郎孫＝木戸石

◎「おくやみ」

和田竹子、峯三郎妻＝上杉

斎藤愛子、理喜郎姪＝下杉

工藤シケ、喜七郎祖母＝上杉

高橋堅治、本人＝下杉

福岡ヱツ、養助母＝三里

平川博久、利兵衛弟＝李岱

あとがき

◇「天高く馬肥ゆる秋」である。稲刈りも盛期に入ろうとしている。水害地を除いては稔りも上々、もう早場米の声も聞かれるころになつた。みなさんとともに稔りの秋をよろこびたい。

◇あらゆる行政の基礎資料となる「国勢調査」が実施されることになつた。目下のところ統計係では調査の準備にテンヤワンヤと云う状態……。各位の協力なくては正確な調査結果も得られないので絶大な御協力をお願いしたい。

◇写真も何も入れないで編集してみたが、何だか殺風景なものになつてしまつたようだ。原稿をお寄せいたゞいた三木田の相馬氏、八幡岱の高橋氏、羽根山の覆面子?の方々の分は割愛させてもらつたが出来得れば次号に載せたい。

◇来月からはまた編集を元に返して、一そう内容の充実をはかりたいと思う記事、内容等についてどしどし御意見をお聞かせいたゞければ幸いに存ずる次第である……。

では町民の皆さんお元気で……。(S)

◇原稿募集!!

本紙では広く紙上を解放し、真に町民各位の広報とすべく原稿を募集しております。次の規定により振つて御投稿下さい。

一、論文、町民の声、随想、詩、短歌、俳句、川柳、コント、小中学生作文等、いずれでもよく、紙上の匿名は自由ですが、原稿には必らず住所、氏名、年令、職業を明記して下さい。

二、締切＝別に設けません。

三、宛先＝役場総務課広報係まで。

四、その他＝原稿は一切お返しいたしません。また規定に反したものは採用しないことがあります。

原稿の取捨については係へ一任願います。